

セントビンセントの入国規制措置（6月9日更新）

セントビンセント政府は、6月13日以降の同国入国規制措置を以下のとおり更新しました。なお、今次更新により、ホームページ上での事前到着フォーム手続きが不要となり、新型コロナウイルスワクチン完全接種済み渡航者については、到着時の新型コロナウイルス検査結果の携行は不要となりました。

1 入国に際し、保健当局者は入国者に対し健康申告書手続きを実施する。

2 新型コロナウイルスワクチン完全接種済み渡航者

(1) セントビンセント保健省が認可する新型コロナウイルスワクチン完全接種者（2回接種のワクチンまたは1回接種のワクチンの最終接種から少なくとも2週間経過していること）は、国の公衆衛生機関または医療機関で発行された有効な同証明書類（英文）を提示する必要がある。

※認可ワクチン：アストラゼネカ、ファイザー、モデルナ、ジョンソン&ジョンソン、スプートニクV、スプートニク・ライト、キューバ製ワクチンのアブダラ及びソベラナ、シノバック、シノファーム

(2) 港湾保健当局者の判断により、到着時に新型コロナ検査が課される場合がある。また、港湾保健当局者の判断がない限り、観光庁あるいは保健省が認可した検疫宿泊施設（費用自己負担）での48時間の義務的検疫措置は課されない。

(3) 18歳未満の渡航者は未成年者とみなされ、保護者に課される渡航規則に従う必要がある。単独での渡航者は、個人宅で保護者と共に検疫措置となり、検疫期間は出身国とワクチン接種の状況によって決定される。

3 新型コロナウイルスワクチン未接種または不完全接種渡航者

(1) 到着時に、到着24時間（1日）前以内に実施した迅速抗原検査、あるいは、72時間（3日）前以内に実施したPCR検査の陰性証明書を保持する必要がある。

(2) 到着時に、再検査を課される場合がある。また、自費により観光庁あるいは保健省が認可した検疫宿泊施設で5日間の義務的検疫措置となり、3日目から4日目の間に再検査が課される。

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

【新型コロナウイルスに関する参考情報】

セントビンセント政府ホームページ（入国規制情報）

<http://health.gov.vc/health/index.php/covid-19-protocols-documents>

保健省ホームページ

<http://health.gov.vc/health/index.php>

日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

【問い合わせ先】

在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：（国番号 1-868） 628-5991 または 628-5992

住所：5 Hayes Street、St. Clair、Port of Spain、Trinidad and Tobago

ホームページ：https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

当館は、セントクリストファー・ネイビス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。